

中央環境審議会自然環境部会 南極地域の環境の保護に関する小委員会（第4回）
議事要旨

■審議方法：書面審議

■議 題：環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結に向けた担保措置（答申案）について

■審議結果：令和8年2月20日付けで各委員に開催通知を送付し、電子メール等にて回答を得た。「環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結に向けた担保措置（答申案）」について了承を得た。

■議事概要：別紙のとおり。

(別紙)

中央環境審議会自然環境部会 南極地域の環境の保護に関する小委員会（第4回）
（議題：環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結に向けた担保措置（答申案）について）

■回答結果

了承する : 9名

了承しない : 0名

■個別にいただいた御意見及びその対応

御意見	対応
<p>[岡松委員] 非常に関心のあるテーマについて、詳細に検討する機会となり、大変に勉強となりました。ありがとうございました。図で示すことで分かりやすく示しているように思われがちですが、自然科学分野とことなり、法律の場合には視覚に訴えるものではないので、やはりその図の説明、とりわけ流れの部分は、→のところこそを文章で説明しないと分かりにくく、その必要があるかと思えます。南極の特殊性に鑑み、激しく変化する環境に対応するべくガイドラインという柔軟な文書を作成し、頻繁に検討し、改正していくことが肝要ですが、それゆえに厳格な遵守がなされない可能性があり、実効性の確保という課題がついてまわるのだと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none">各委員から、環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの担保措置の運用を適切に行うためのガイドラインの作成や、運用状況の確認と必要に応じた対応に関する御意見をいただきました。附属書VIが発効するまでの間に、ガイドラインを作成し、国内担保措置の実効性を高め、より円滑な運用を図ることができるよう、努めてまいります。
<p>[白山委員] 今回の答申については、難しい問題を分かりやすく整理されたこと、深く感謝します。今後のガイドラインの作成と「事件」発生時の環境省と環境大臣の対応に関する体制作りにおいて、更なる慎重な検討が必要な</p>	

<p>ので、よろしくお願ひします。</p>	
<p>[西本委員]</p> <ul style="list-style-type: none">・答申案の個別の点につきましても、あえて申し上げるコメントは特にございません。・「南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの」の範囲につきましても、解釈変更の方針となったことで担保措置をとる上での前提問題が整理され、附属書 VI の円滑な運用という観点から非常に良かったと思っております。	
<p>[藤野委員]</p> <p>クルーズ事業者としては、南極海域の環境保全の重要性を深く認識しており、適切な担保措置の整備は社会的責任の観点からも意義あるものと考えております。</p> <p>他方、国際的に活動する船舶にとっては、制度の内容が明確であり、関係者が将来の対応について見通しを持てる形で運用されることが重要です。国際的枠組みとの整合性を保ちつつ、現場において実務上合理的かつ円滑に運用されていくことを期待いたします。</p>	
<p>[渡邊委員]</p> <p>南極観光を実施しているオペレーターにとってどのような課題があり得るのか、現場での経験を聴取する機会が多いほど現場に即した作りでできると考える。しかし日本にはそのような経験を多く持つオペレーターがいないことから、検討する中でそのような観点からのインプットが少なかつたと思う。今後、運用する中で不具合があれば現実的な対応が取れることを望む。</p>	